

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部 有明海再生・環境課

法令名	自然公園法	法令番号	昭和32年法律第161号					
手続名	国定公園の利用調整地区への立入りの許可	根拠条項	第23条第3項第8号					
審査基準	<p>許可申請の許可の適否の審査に当たっては、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自計171・環自国第448-1号自然保護局長通知）によるものとする。</p>							
	受付 機関	有明海再生・環 境課	処理 機関	有明海再生・環 境課	交付 機関	有明海再生・環 境課	標準処理期間	14日
							標準経由期間	日